



熊本県公報

第13069号
令和3年(2021年)
10月12日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○物品売払代金の収納の事務委託	(森林整備課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○道路の区域変更	(//) 2
○道路の供用開始	(//) 2
○道路の供用開始	(//) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更の届出	(障がい者支援課) 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○令和4年度熊本県老人福祉施設整備計画等(特定施設入居者生活介護)事前協議実施要項	(高齢者支援課) 3
公 告	
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○土地改良事業(維持管理)計画の適否決定	(農村計画課) 5
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課) 5
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 5
○令和3年度(2021年度)熊本県ふぐ処理師試験の実施	(健康危機管理課) 5
登 載 依 頼	
○定時登録における直接請求の連署基準数	(選挙管理委員会) 6
○定時登録における直接請求の連署基準数	(//) 7
○個人演説会の指定施設の告示	(//) 7
○個人演説会の指定施設の告示	(//) 7
○熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警備第一課) 8
○令和3年度(2021年度)熊本県立図書館協議会の開催	(熊本県立図書館) 8
○令和3年度(2021年度)第8回熊本県情報公開・個人情報保護審議会の開催	(情報公開・個人情報保護審議会) 8

告 示

熊本県告示第838号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和3年(2021年)10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
令和3年度(2021年度)県有林整備事業第2号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市東区戸島二丁目3番35号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
令和3年度(2021年度)県有林整備事業第2号業務委託の委託契約期間

熊本県告示第839号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和3年(2021年)10月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和3年(2021年)10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	一勝地神 瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地丁字 下村 1141番1地先から 同所 1141番1地先まで	前	6.1 ～ 9.4	120.0	災害復 旧工事
			後	6.1 ～ 9.4	120.0	
				3.0 ～ 5.0	120.0	

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)10月12日

熊本県告示第840号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)10月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部 線	上益城郡山都町大字麻山字大 鶴 971番地先から 同所 930番1地先まで	前	5.5 ～ 8.5	190.0	防交 (改築)
			後	11.1 ～ 15.7	190.0	

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)10月12日

熊本県告示第841号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)10月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	下郷北新 田線	宇城市小川町中小野字前田 720番3地先から 同所 713番1地先まで	73.0	防交 (改築)

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)10月12日

熊本県告示第842号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)10月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)10月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	深川津奈木線	葦北郡津奈木町大字岩城字二ツ獄 1372番3地先から 葦北郡津奈木町大字岩城字松岡 1449番3地先まで	52.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)10月12日

熊本県告示第843号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和3年(2021年)10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ひまわり薬局西合志店	医療機関の所在地	合志市須屋2665番地4	合志市須屋2665番地10	令和3年(2021年)11月1日

熊本県告示第844号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和3年(2021年)10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字天ヶ瀬4545番(次の図に示す部分に限る。)、4544番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天ヶ瀬4544番1・4545番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第845号

令和4年度熊本県老人福祉施設整備計画等(特定施設入居者生活介護)事前協議実施要項を次のように定める。

令和3年(2021年)10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度熊本県老人福祉施設整備計画等(特定施設入居者生活介護)事前協議実施要項

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第118条第1項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「介護保険事業支援計画」という。)において定める特定施設入居者生活介護を行う施設(以下「施設」という。)の円滑な整備を推進するため、及び同法第41条第1項の規定による指定居宅サービスの事業者としての指定(特定施設入居者生活介護に係るものに限る。以下「新規指定」という。)を受けようとする者の申請等に係る負担軽減に資するため、新規指定に係る申請を行う前に、新規指定を受けようとする者の有する施設において行おうとする特定施設入居者生活介護について事前協議(以下「事前協議」という。)を求めるとし、これに関し必要な事項を定める。
(事前協議の対象)

第2条 事前協議の対象とする特定施設入居者生活介護は、介護保険事業支援計画に令和4年度分として計上された特定施設入居者生活介護のうち、別表に掲げるものとする。
(提出期限等)

- 第3条 前条の事前協議の対象となる特定施設入居者生活介護に係る新規指定を受けようとする者は、当該特定施設入居者生活介護に係る事前協議書を令和3年11月12日午後5時15分までに、知事に提出するものとする。
- 2 前項の事前協議書の様式は、別に定める。
(事前協議書に対する意見)
- 第4条 知事は、前条第1項の規定により事前協議書が提出されたときは、当該事前協議書に係る特定施設入居者生活介護について意見を述べるものとする。
(雑則)
- 第5条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別に定める。
附 則
- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表

番号	特定施設入居者生活介護の種別	特定施設入居者生活介護を行う施設の区分	特定施設入居者生活介護を行う施設の設置場所	特定施設入居者生活介護の対象圏域
1	混合型特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム	南関町	有明圏域

公 告

熊本県公告第717号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和3年（2021年）10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1474号	配合肥料	PKサポート	りん酸全量：15.0 く溶性りん酸：13.0 加里全量：16.0 く溶性加里：16.0 水溶性加里：13.0 く溶性苦土：4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社ニチリウ永瀬 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号	令和9年（2027年）10月12日

熊本県公告第718号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字八反畑4839番1、同4845番2の一部、同4847番82、219.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区西梶尾町649番地1
株式会社北部エステート

熊本県公告第719号

球磨郡錦町に事務所を置く川辺川総合土地改良区理事長から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、令和3年（2021年）10月1日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
令和3年（2021年）10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年（2021年）10月13日から令和3年（2021年）11月10日まで
- 縦覧の場所
人吉市役所
錦町役場
多良木町役場
あさぎり町役場
相良村役場
山江村役場
川辺川総合土地改良区事務所

熊本県公告第720号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により荒尾市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
令和3年（2021年）10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス増永店
荒尾市増永字上甲1900番2
- 荒尾市から聴取した意見の概要
店舗北側に住宅があるため、夜間及び早朝の搬出入作業により発生する騒音を抑制するとともに、周辺環境に配慮していただきたい。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
令和3年（2021年）10月12日から令和3年（2021年）11月12日まで

熊本県公告第721号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和3年（2021年）10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
今村 奈揮	熊本市東区下南部	菊池郡菊陽町大字辛川字下山立窪2980番ほか3筆
西岡 敏春	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字苗床486番ほか1筆
荒木 三和子	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字折敷町296番ほか6筆

- 認可年月日
令和3年（2021年）10月4日

熊本県公告第722号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条第3項の規定により令和3年度（2021年度）熊本県ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。
令和3年（2021年）10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
令和4年(2022年)2月6日(日)午前9時から
- 2 試験会場
熊本市中央区春竹町481番地
学校法人常盤学園 シェフパティシエ学院
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
ア 水産食品の衛生に関する知識
イ ふぐに関する一般知識
 - (2) 実地試験
ア ふぐの種類鑑別
イ ふぐの処理と鑑別
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2葉(受験願書提出前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。)
 - (2) 受験手数料
13,500円
 - (3) 受験の申込方法
試験を受けようとする者は、関係書類に受験手数料13,500円分の熊本県収
入証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄
りの熊本県の保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、熊本県健
康福祉部健康危機管理課衛生環境室(郵便番号862-8570 熊本市中央区水
前寺六丁目1番1号)に提出すること(郵送する場合は、現金書留によること)。
 - (4) 受験願書の提出期間
受験願書の提出期間は、令和3年(2021年)12月8日(水)から令和3年
(2021年)12月21日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関
する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30
分から午後5時15分までとする(熊本市保健所においては、午後5時までとする
)。
なお、郵送の場合は、令和3年(2021年)12月21日(火)までの消印の
あるもの限り受け付ける。
- 5 合格基準
 - (1) 筆記試験
合計得点が満点の6割以上であること。
 - (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場
合及び生殖器(精巣・卵巣)の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不
合格とする。
- 6 合格発表等
 - (1) 合格者の発表は、令和4年(2022年)2月22日(火)午前10時に、県庁
本館ロビー、熊本県各保健所、熊本市保健所及び県庁ホームページにて行う。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 その他
 - (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、熊本県各保健所、熊本市保健所又は
熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境室(電話096-333-2247(ダイ
ヤルイン)又は096-383-1111 内線7187)に行うこと。
 - (2) 郵便による受験願書の請求は、84円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を
同封し、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生
環境室に請求すること。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定に基
づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条
第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第
8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40
万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、
次のとおりである。

令和3年(2021年)10月12日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29, 136
 その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 282, 094

熊本県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和3年（2021年）10月12日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名
 熊本市第二選挙区 61, 158
 八代市・八代郡選挙区 37, 869
 人吉市選挙区 8, 806
 荒尾市選挙区 14, 365
 水俣市選挙区 6, 720
 玉名市選挙区 18, 122
 天草市・天草郡選挙区 24, 157
 山鹿市選挙区 14, 266
 菊池市選挙区 13, 178
 宇土市選挙区 10, 152
 上天草市選挙区 7, 550
 宇城市・下益城郡選挙区 19, 050
 阿蘇市選挙区 7, 152
 合志市選挙区 16, 427
 玉名郡選挙区 11, 235
 菊池郡選挙区 20, 670
 阿蘇郡選挙区 10, 075
 上益城郡選挙区 23, 394
 葦北郡選挙区 6, 062
 球磨郡選挙区 14, 636
 その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区名
 熊本市第一選挙区 136, 940

熊本県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年（2021年）10月12日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設の名称	所在地	指定年月日
熊本市	熊本城ホール	熊本市中央区桜町3番40号	令和3年（2021年）8月20日

熊本県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を取り消した旨の報告があったので、告示する。

令和3年（2021年）10月12日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設の名称	所在地	取消年月日
宇城市	宇城市農業就業改善センター	宇城市不知火町松合168-1	令和3年(2021年)9月1日

熊本県公安委員会規則第8号

熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月12日

熊本県公安委員会委員長 下山 史一郎

熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則
熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成27年熊本県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「押印」を削る。

第28条第3項中「書面」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）」を加える。

別記様式第2号中

「

受領所属名	
受領者氏名	印

」

を「

受領所属名	
受領者氏名	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月13日から施行する。

熊本県立図書館協議会公告第1号

令和3年度（2021年度）熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。

令和3年（2021年）10月12日

熊本県立図書館協議会長

- 1 開催日時
令和3年（2021年）10月21日（木）
午前10時から正午まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市中心区出水二丁目5番1号
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題
(1) 令和2年度（2020年度）短期行動計画の結果について
(2) 令和3年度（2021年度）短期行動計画の進捗状況について
- 4 傍聴人の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課）
（電話096-384-5000）

熊本県情報公開・個人情報保護審議会公告第3号

令和3年度（2021年度）第8回熊本県情報公開・個人情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続等は、次のとおりです。

令和3年（2021年）10月12日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会会長

- 1 開催日時
令和3年（2021年）10月19日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館5階審議会室

3 議事

- (1) 県税の賦課徴収等に関する事務における全項目評価書(案)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについての意見聴取
- (2) 防犯カメラ・ドライブレコーダーの新規設置状況報告(上半期分)
- (3) 前回議事録の確定
- (4) 個人情報の不開示決定に関する審査請求事案の審議(諮問第28号)

4 会議の公開・非公開

議事(1)及び(2)は、公開で行います。

議事(3)及び(4)は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第14条に基づき、非公開で行います。

5 傍聴者の定員

5人

6 傍聴手続等

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、手指の消毒やマスクの着用など、新型コロナウイルス感染症に係る適切な感染防止策を講じた上で、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

7 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県情報公開・個人情報保護審議会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書課)

(電話096-333-2068)